

京都市告示第290号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年9月10日

京都市長 門川大作

道路の種類                   市道  
 供用開始の期日           告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
一乗寺経41号線	左京区一乗寺中ノ田町39番地の7地先から	旧	メートル 34.50	メートル 5.95 ~ 5.98
	同町100番地の7地先まで	新	34.50	6.00
一乗寺緯53号線	左京区一乗寺中ノ田町39番地の5地先から	旧	24.90	5.96 ~ 11.10
	同町40番地地先まで	新	24.90	5.96 ~ 11.20
今熊野緯36号線	東山区今熊野南谷町10番地の2地先から	旧	51.40	1.82 ~ 5.25
	同町9番地の11地先まで	新	51.40	1.82 ~ 6.00
久世26号線	南区久世殿城町547番地の1地先内	旧	29.20	3.46 ~ 3.89
		新	29.20	3.67 ~ 3.89
深草緯156号線	伏見区深草大亀谷大山町45番地の4地先から	旧	44.80	5.92 ~ 6.03
	同町44番地の22地先まで	新	44.80	5.95 ~ 6.03
六地藏竹田線	伏見区深草石橋町6番地の2地先から	旧	26.00	5.10 ~ 5.14
	同町6番地の6地先まで	新	26.00	5.24 ~ 6.00

納所経 9 号線	伏見区納所南城堀23番地地先から	旧	51.50	1.82 ~ 1.84
	同区納所薬師堂13番地の 3 地先まで	新	51.50	1.82 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)